

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ナイジェリア	バウチ州及びカツイナ州地方給水機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文	バウチ州及びカツイナ州地方給水機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	505,000千円 H25. 7.31まで	H22. 3.12 アラジヤ で (同日)	日本側 植澤利次在ナイジェリア大使 ナイジェリア側 サヤーデイ・アッパ・ルマ農業・水資源大臣	H22. 3.30 132号
ナイジェリア	第二次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文	第二次小学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,132,000千円 H23. 6.30まで	H22. 6.28 アラジヤ で (同日)	日本側 植澤利次在ナイジェリア大使 ナイジェリア側 ルカヤツ・ルーフアイ教育大臣	H22. 7.12 334号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。